

◎新潟県告示第1412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年12月10日

新潟県柏崎地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

2 地区名

高田北部地区

3 認可年月日

平成25年11月29日

4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。